

企業立地等促進事業

【対象地域】

- (1) 工場等を含む立地の場合
工業専用地域、工業地域、準工業地域(敷地9,000㎡以上)、五領ヶ台研究・研修パーク(めぐみが丘)、ツインシティ大神地区、市街化調整区域 ※法令等の規定により立地が認められる場合に限る
- (2) 本社のみの立地の場合(商業登記上の本店で、工場等を併設していないもの)
全市域 ※法令等の規定により立地が認められる場合に限る

【対象企業】

日本標準産業分類に定める製造業及び付随する研究所、情報通信業、自然科学研究所の新設又は増設

1. 施設整備助成

【適用要件】

事業所等の新設又は増設

投下資本額

大企業 3億円以上

中小企業 5,000万円以上

※1 企業の新規立地並びに拡張に要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得に要した費用総額。ただし、土地又は償却資産の取得のみは適用除外とする

※2 対象施設の操業開始から3ヶ月以内の申請(ただし、平成30年12月31日までに操業開始した施設)

2. 市内発注奨励助成

【適用要件】

施設整備助成適用企業で、建物・償却資産の全額を市内発注した場合

【支援内容】

固定資産税及び都市計画税相当額の2分の1の額を7年間助成(限度額 市内発注奨励助成・企業立地奨励助成と合わせて累計5億円)

【支援内容】

対象固定資産税等相当額の2分の1を初年度に限り助成(限度額 施設整備助成・企業立地奨励助成と合わせて累計5億円)

【適用期間】

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

【適用期間】

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

3. 企業立地奨励助成

【適用要件】

施設整備助成適用企業で、研究所や情報通信業を行うため、又は5,000㎡以上の用地取得の場合

4. 新規雇用助成

【適用要件】

施設整備助成適用事業所等の新設又は増築に伴い、当該事業所で市内在住者を1人以上常用の従業員として新たに雇用し、一定期間以上雇用を継続すること

【支援内容】

対象固定資産税等相当額の2分の1を初年度に限り助成(限度額 施設整備助成・市内発注奨励助成と合わせて累計5億円)

【支援内容】

・中小企業は1人あたり50万円、大企業は1人あたり30万円
・障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた障がい者又は20歳未満、60歳以上の場合は、1人あたり20万円を加算(限度額は1,000万円)

【適用期間】

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

【対象期間】

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

5. 環境設備助成

【適用要件】

施設整備助成適用企業で、雨水活用設備(有効貯水量10m³以上)、太陽光発電設備(発電能力10kw以上)、風力発電設備を導入した場合(1事業1回限り)

6. 賃借立地新規雇用助成

【適用要件】

・新たに事業所を賃借すること
・新たな事業所での操業(事業活動)に際し、次のいずれかにあてはまること
①償却資産の投資額が2,000万円以上であること
②市内にある事業所等の従業員数の合計数が50人を超えること(法人市民税の申告による)
・新たな事業所での操業(事業活動)に際し、当該事業所で市内在住者を1人以上常用の従業員として新たに雇用し、一定期間以上雇用を継続すること

【支援内容】

・雨水活用整備は、貯水量1m³につき5万円を乗じた額(限度額100万円)
・太陽光発電整備は、発電能力1kwにつき10万円を乗じた額(限度額300万円)
・風力発電整備は、発電能力1kwにつき5万円を乗じた額(限度額100万円)

【支援内容】

・中小企業は1人あたり50万円、大企業は1人あたり30万円
・障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた障がい者又は20歳未満、60歳以上の場合は、1人あたり20万円を加算(限度額は1,000万円)

【対象期間】

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

【適用期間】

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

7. 持続可能な経営奨励助成

【適用要件】

施設整備助成を受ける企業が、次の条件を満たす場合。

- ・環境マネジメントシステムの認証を取得している。
- ・事業継続計画(BCP)を策定している。
- ・イクボス宣言企業として本市に登録されている、又はくるみん認定等を受けている。
- ・事業所内保育施設を設置し、運営している。
- ・ロボット関連産業として神奈川県「セレクト神奈川100」の認定を受けている。
- ・平塚市の地方創生(地域再生計画)に係る事業を行っている。

【支援内容】

上記条件、1件当たり30万円を助成します。
(注)同一の条件に対する助成は、1回限りです。

8. 中小企業設備投資促進助成

【対象地域】

市内全域

【対象企業】

助成対象となる要件(すべてを満たすこと)

1. 日本標準産業分類に定める製造業を営んでいること
2. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
3. 市内に事業所を有し、1年以上操業していること
4. 市税に滞納がないこと

【対象設備】

①生産等設備

事業拡大のための総額2,000万円以上の機械・装置や備品
機械・装置…車両等の大型特殊機械を除く償却資産の種類で第2種に分類されるもの
(例)工作機械、木工機械、印刷機械、モーター・ポンプ等の汎用機械類、食品製造加工機械など
備品…償却資産の種類で第6種に分類される試作、検査用のもの

②女性活躍推進設備

女性が働きやすい環境づくりのために、生産等設備とあわせて導入した設備(女性用トイレ、更衣室、事業所内保育施設等)

③環境設備

市内企業に購入額の2分の1以上を発注、支払いをした太陽光発電設備のうち、発電能力が5kw以上のもの

【支援内容】

生産等設備・女性活躍推進設備

購入額(税抜)の2%を助成

ただし、次の1又は2に該当する場合は購入額(税抜)の5%(限度額:300万円)

1. 設備を市内企業に発注、支払いした場合(設備の一部を市内発注した場合は、該当する金額のみ5%)
2. 次の要件のうち、3つ以上に該当する場合
 - ・環境マネジメントシステムの認証を取得している。
 - ・事業継続計画(BCP)を策定している。
 - ・イクボス宣言企業として平塚市に登録されている、又はくるみん認定等を受けている。
 - ・事業所内保育施設を設置し、運営している。
 - ・ロボット関連産業として神奈川県「セレクト神奈川100」の認定を受けている。
 - ・平塚市の地方創生(地域再生計画)に係る事業を行っている。

環境設備

発電能力1kwにつき10万円を乗じて得た額

ただし、購入額(税抜)の2分の1の額と比較し、低額の方を助成額とします。
(限度額100万円)

その他

1. 割賦等による支払いの場合、一定要件を満たせば助成対象とします。
2. 対象区域は工業系用途地域に限定せず、市内全域を対象とします。ただし、周辺環境を著しく悪化させる設備等の導入については対象外とします。
3. 助成金を交付後、1年以内に事業廃止や設備の売却などがあつた場合の助成金返還規定を設けます。
4. 1企業につき、同一年度内は生産等設備と環境設備の助成それぞれ1回までの適用とします。

【対象期間】

平成29年4月1日から平成31年12月31日までに稼働する機械・装置等

工場立地法による緑地面積率等の緩和 (工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例)

平塚市では、平成27年10月1日から、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しました。

【対象地域】

工業専用地域、工業地域

【支援内容】

工業専用地域	緑地面積率	5%以上
	環境施設面積率	10%以上
工業地域	緑地面積率	10%以上
	環境施設面積率	15%以上

問合せ

平塚市産業振興部産業振興課 (0463)21-9758(直)